

令和5年度北海道支部保険料率(案)について

1. 令和5年度北海道支部保険料率の算定結果

令和5年度北海道支部保険料率(案)

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10.00%
- 令和3年度におけるインセンティブ(報奨金)制度の実績を反映
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更



令和5年度北海道支部保険料率

10.29%

令和5年度北海道支部保険料率(案)

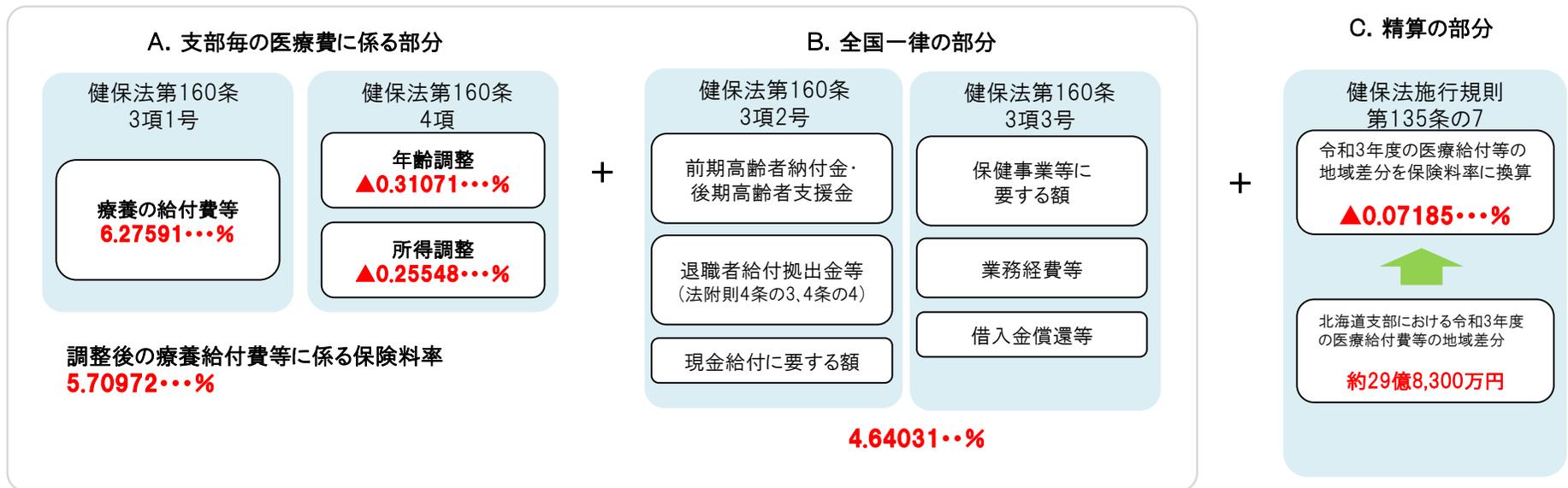
令和5年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.70972・・・% + 全国一律部分4.64031・・・% + 精算部分▲0.07185・・・% + インセンティブ分0.00995・・・%

10.28814・・・% = **10.29%**(※)

※) 健保法施行規則135条の3：都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

【令和5年度北海道支部保険料率の内訳】



インセンティブ反映前保険料率(A+B+C) = **10.27818%**



令和3年度インセンティブ制度実績による加算 = **0.00995%**

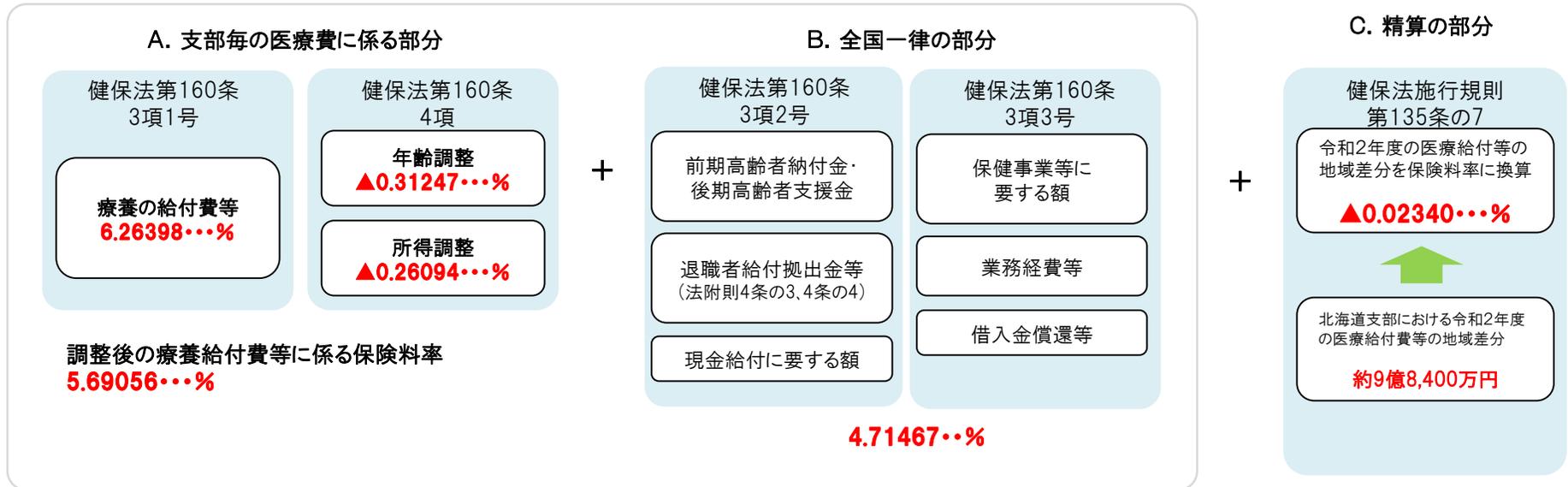
(参考)令和4年度北海道支部保険料率

令和4年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.69056・・・% + 全国一律部分4.71467・・・% + 精算部分▲0.02340・・・% + インセンティブ分0.00683・・・%
 10.38865・・・% = **10.39%**(※)

※) 健保法施行規則135条の3：都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

【令和4年度北海道支部保険料率の内訳】



インセンティブ反映前保険料率(A+B+C) = **10.38182%**



令和2年度インセンティブ制度実績による加算 = **0.00683%**

令和5年度都道府県単位保険料率における
 保険料率別の支部数
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数	保険料率 (%)	支部数
10.51	1	9.98	1
10.36	1	9.96	2
10.32	1	9.94	1
10.29	2	9.92	1
10.26	2	9.91	1
10.25	1	9.89	1
10.23	1	9.87	1
10.21	1	9.86	1
10.20	1	9.82	2
10.17	1	9.81	1
10.14	1	9.80	1
10.10	1	9.79	1
10.09	1	9.77	1
10.07	1	9.76	2
10.05	1	9.75	1
10.02	1	9.73	2
10.01	2	9.67	1
10.00	1	9.66	1
		9.57	1
		9.53	1
		9.49	1
		9.33	1

20

26

令和5年度都道府県単位保険料率の
令和4年度からの変化
(暫定版)

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+ 90	1
+0.04	+ 60	1
+0.03	+ 45	1
+0.01	+ 15	1
0.00	0	1

13

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.02	▲ 30	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.05	▲ 75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

33

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、

「▲」は下がったことを示している。

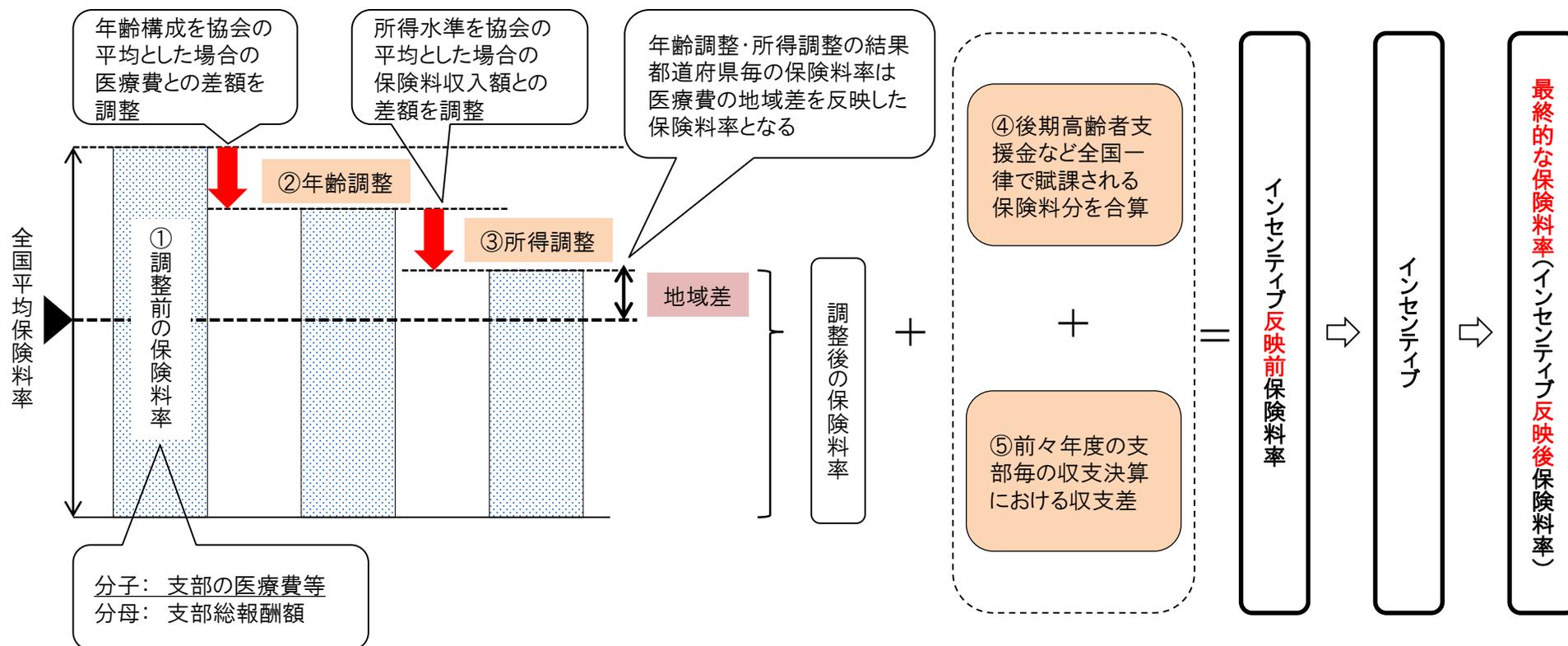
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

2. 参考資料

都道府県単位保険料率の設定について

- 都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料が高くなる。
- このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定にあたっては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっている。

保険料率設定のイメージ(年齢構成が高く、所得水準の低い北海道の例)



令和5年度北海道支部保険料率の算定方法 ～ 療養の給付に係る部分～

加入者数(単位:百人)			
北海道支部		全国	
令和5年度見込み	(参考)令和3年度見込み	令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み
17,643 (対前年度比:98.5%)	17,907	403,511 (対前年度比:100.1%)	403,290

総報酬額(単位:百円)			
北海道支部		全国	
令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み	令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み
41,521,383,791 (対前年度比:98.8%)	42,041,255,928	994,889,935,200 (対前年度比:100.1%)	993,578,525,300

医療給付費(単位:百円)			
北海道支部		全国	
令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み	令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み
2,605,848,255 (対前年度比:99.0%)	2,633,457,222	53,351,678,685 (対前年度比:101.6%)	52,513,903,516

加入者一人当たり医療給付費(円)			
北海道支部		全国	
令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み	令和5年度見込み	(参考)令和4年度見込み
147,701 (対前年度比:100.4%)	147,063	132,219 (対前年度比:101.5%)	130,214

北海道支部の
医療費に係る
保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{260,584,825,500\text{円}}{4,152,138,379,100\text{円}} = 6.2759\cdots\% \quad (\text{全国:}5.3625\cdots\%)$$

令和5年度北海道支部保険料率の算定方法 ～ 年齢調整 ～

年齢調整額

平均給付費

標準給付費

年齢調整額

2332億6933万6400円 - 2461億7051万4000円 = ▲129億0117万7600円

【平均給付費】= (⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費) × (⑤北海道支部加入者数を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者)

【標準給付費】= (⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費) × (③北海道支部の年齢階級別加入者)

年齢階級 (歳)	全国		北海道支部		北海道支部	全国		北海道支部	
	① 加入者数 (百人)	② 加入者数 構成比	③ 加入者数 (百人)	④ 加入者数 構成比	⑤ 全国構成比による 加入者数 (百人) (③合計×②)	⑥ 一人当たり医療 給付費(円)	⑦ 平均給付費 (百円) (⑥×⑤)	⑧ 標準給付費 (百円) (⑥×③)	⑨ 年齢調整額 (百円) (⑦-⑧)
0～4	17,742	4.397%	688	3.900%	776	180,992	140,403,620	124,526,640	15,876,980
5～9	21,063	5.220%	844	4.783%	921	81,291	74,862,783	68,592,025	6,270,757
10～14	22,742	5.636%	923	5.233%	994	69,642	69,246,987	64,291,300	4,955,688
15～19	23,539	5.833%	993	5.631%	1,029	61,325	63,114,213	60,921,513	2,192,700
20～24	26,136	6.477%	1,021	5.789%	1,143	58,989	67,410,496	60,247,752	7,162,743
25～29	26,504	6.568%	1,002	5.678%	1,159	71,166	82,467,744	71,291,581	11,176,163
30～34	27,791	6.887%	1,101	6.239%	1,215	80,825	98,209,067	88,959,569	9,249,499
35～39	31,509	7.809%	1,302	7.382%	1,378	86,583	119,283,494	112,763,452	6,520,042
40～44	35,308	8.750%	1,525	8.644%	1,544	96,388	148,798,882	147,002,482	1,796,399
45～49	41,032	10.169%	1,800	10.205%	1,794	116,232	208,527,093	209,271,791	-744,698
50～54	36,811	9.123%	1,652	9.365%	1,609	146,073	235,103,734	241,340,130	-6,236,395
55～59	30,927	7.664%	1,513	8.575%	1,352	184,124	248,974,415	278,550,686	-29,576,271
60～64	28,814	7.141%	1,464	8.301%	1,260	228,710	288,135,910	334,933,497	-46,797,587
65～69	20,004	4.957%	1,110	6.291%	875	284,826	249,117,794	316,142,784	-67,024,990
70～	13,590	3.368%	703	3.986%	594	402,290	239,037,131	282,869,938	-43,832,807
計	403,511	100%	17,643	100%	17,643		2,332,693,364	2,461,705,140	-129,011,776 【年齢調整額】

※網掛けの部分は全国より比率が高い階層

年齢調整

年齢調整額

129,011,776円

=

支部の総報酬額

41,521,383,791円

=

▲0.31071…%

令和5年度 北海道支部保険料率の算定方法 ～ 所得調整 ～

所得調整額

【平均給付費】＝(全国の年齢階級別1人当たり給付費)
 ×(支部加入者を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者)
 ※算定方法については前項参照

①全国計給付費を
 総報酬案分した額

②平均給付費

所得調整額

2226億6136万6600円 － 2332億6933万6400円 = ▲106億796万9800円

$$\begin{aligned}
 & \text{(全国給付費)} \quad \times \quad \frac{\text{(北海道支部総報酬額)}}{\text{(全国総報酬額)}} \\
 = & 5兆3351億6786万8500円 \times \frac{4兆1521億3837万2900円}{99兆4889億9352万円}
 \end{aligned}$$

北海道支部総報酬の
 全国の総報酬に占める割合は 約4.173%

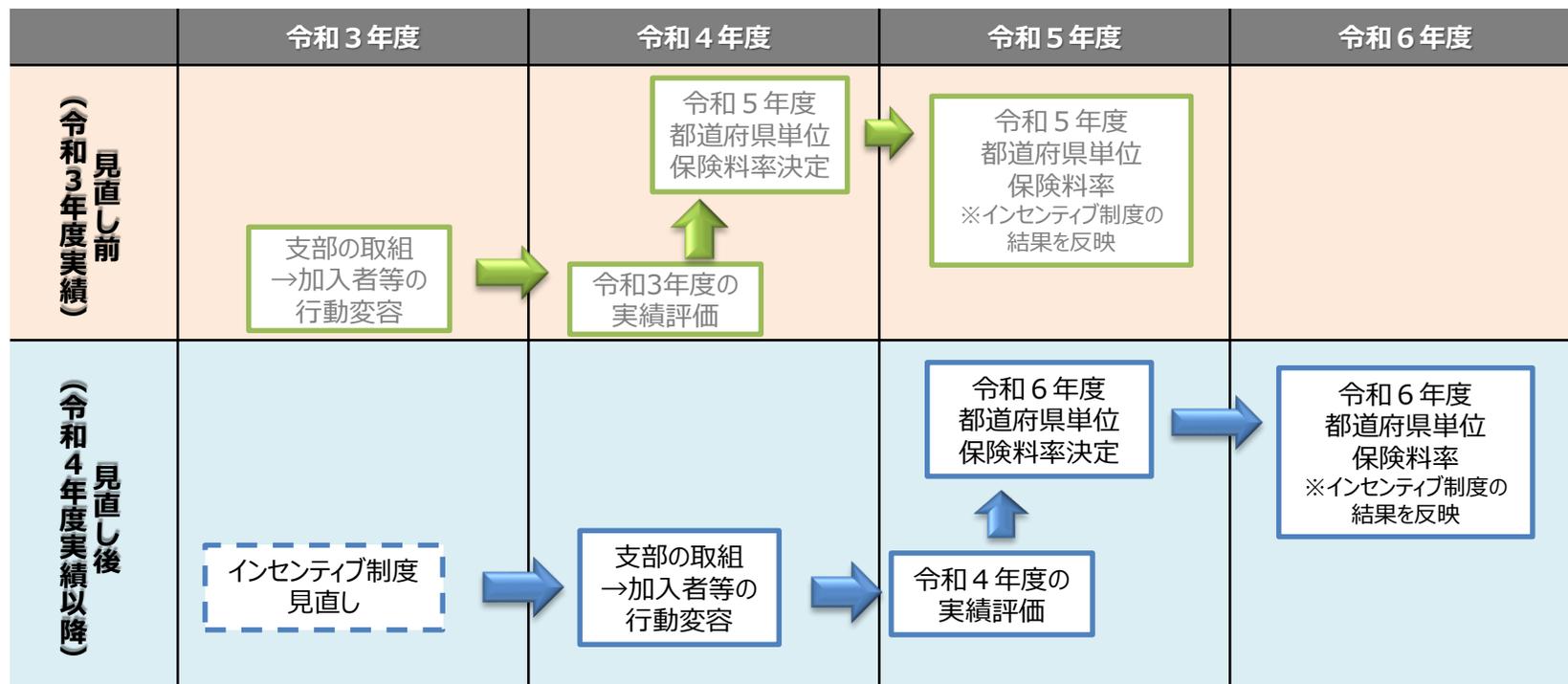
所得調整

$$\frac{\text{所得調整額}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{\text{▲10,607,969,800円}}{4,152,138,372,900円} = \text{▲0.25548} \dots \%$$

インセンティブ制度に係る 令和3年度実績について

令和3年度実績について

- インセンティブ制度は、支部ごとの加入者及び事業所の行動等を評価し、その結果に基づき、インセンティブを付与し、翌々年度の都道府県単位保険料率に反映させる制度で、平成30年度より運用を開始している。
- 令和3年度には、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、運営委員会及び評議会から制度の見直しに関するご意見もいただき、インセンティブ制度の見直しを行なった。見直し後のインセンティブ制度については、令和4年度実績に基づく令和6年度のインセンティブ保険料率から反映することとなる。（見直し後のインセンティブ制度については19ページ参照）
- 令和3年度実績については、見直し前の評価指標の実績値に基づき算出を行った（令和3年度の実績値は15～17ページのとおり）。
なお、令和3年度実績に基づく令和5年度のインセンティブ保険料率は、第115回運営委員会（令和4年1月27日開催）でお示したとおり、法令に基づき千分の〇・一（0.01%）に引き上げることとなる。



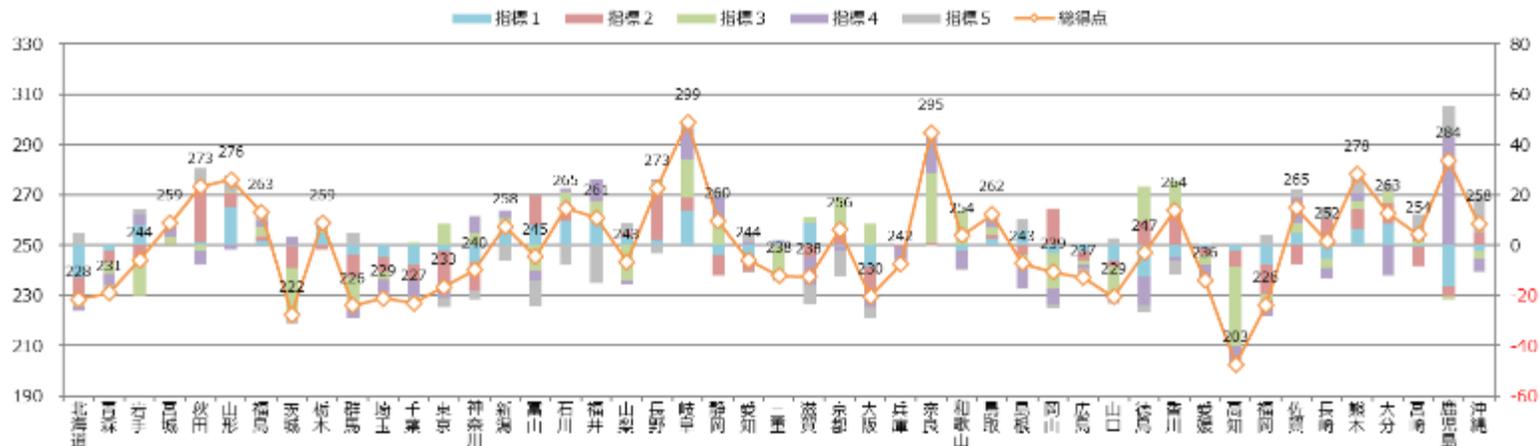
インセンティブ制度に係る令和3年度実績

【令和3年4月～令和4年3月分 確定値】

令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

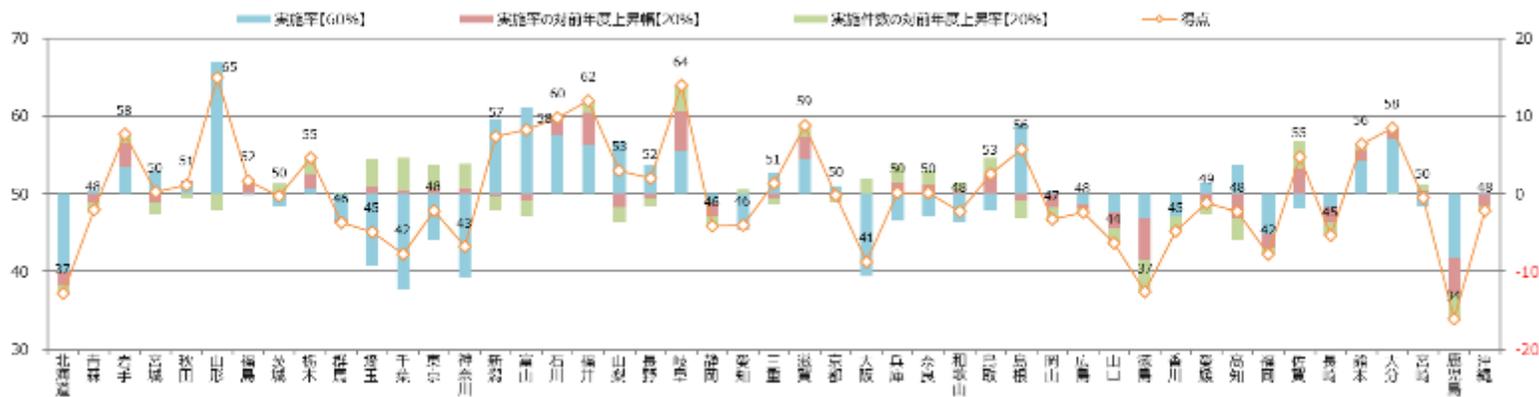
【総得点】



【全国平均との差】

指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

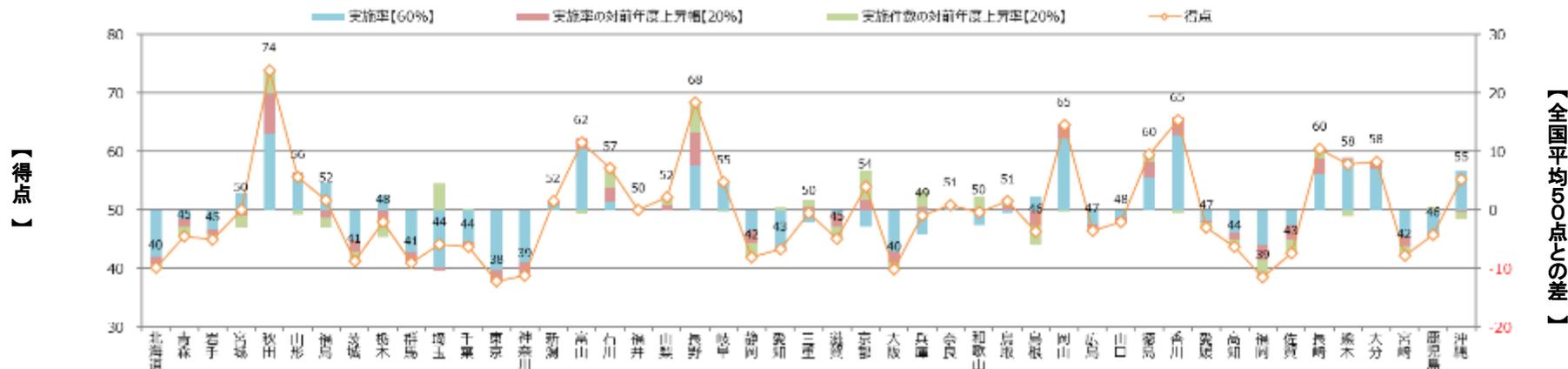
【得点】



【全国平均との差】

令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

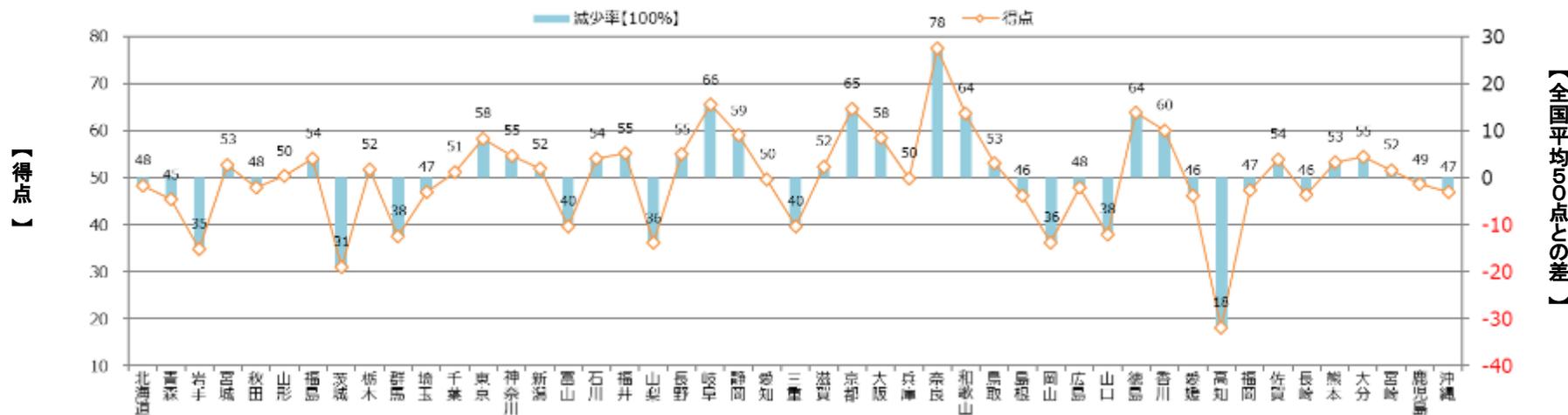
指標2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



【 新編 】

【 新編の平均値 】

指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

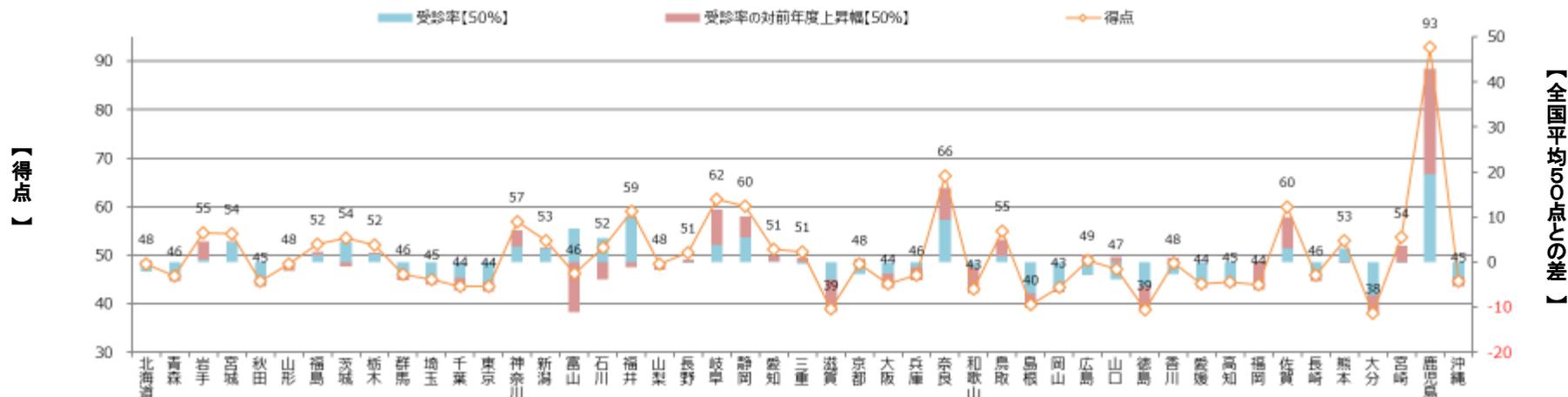


【 新編 】

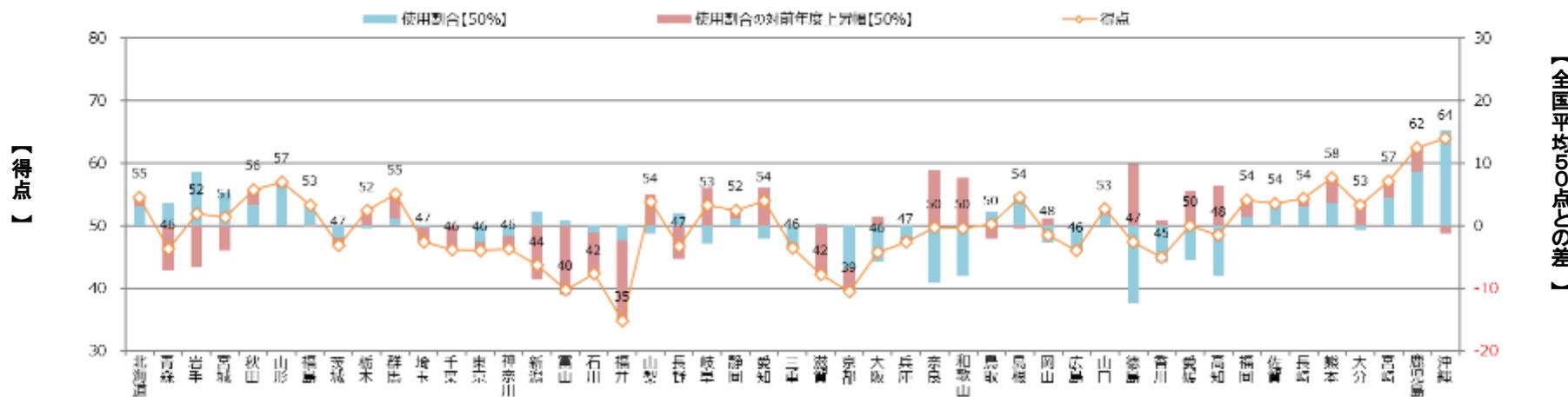
【 新編の平均値 】

令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

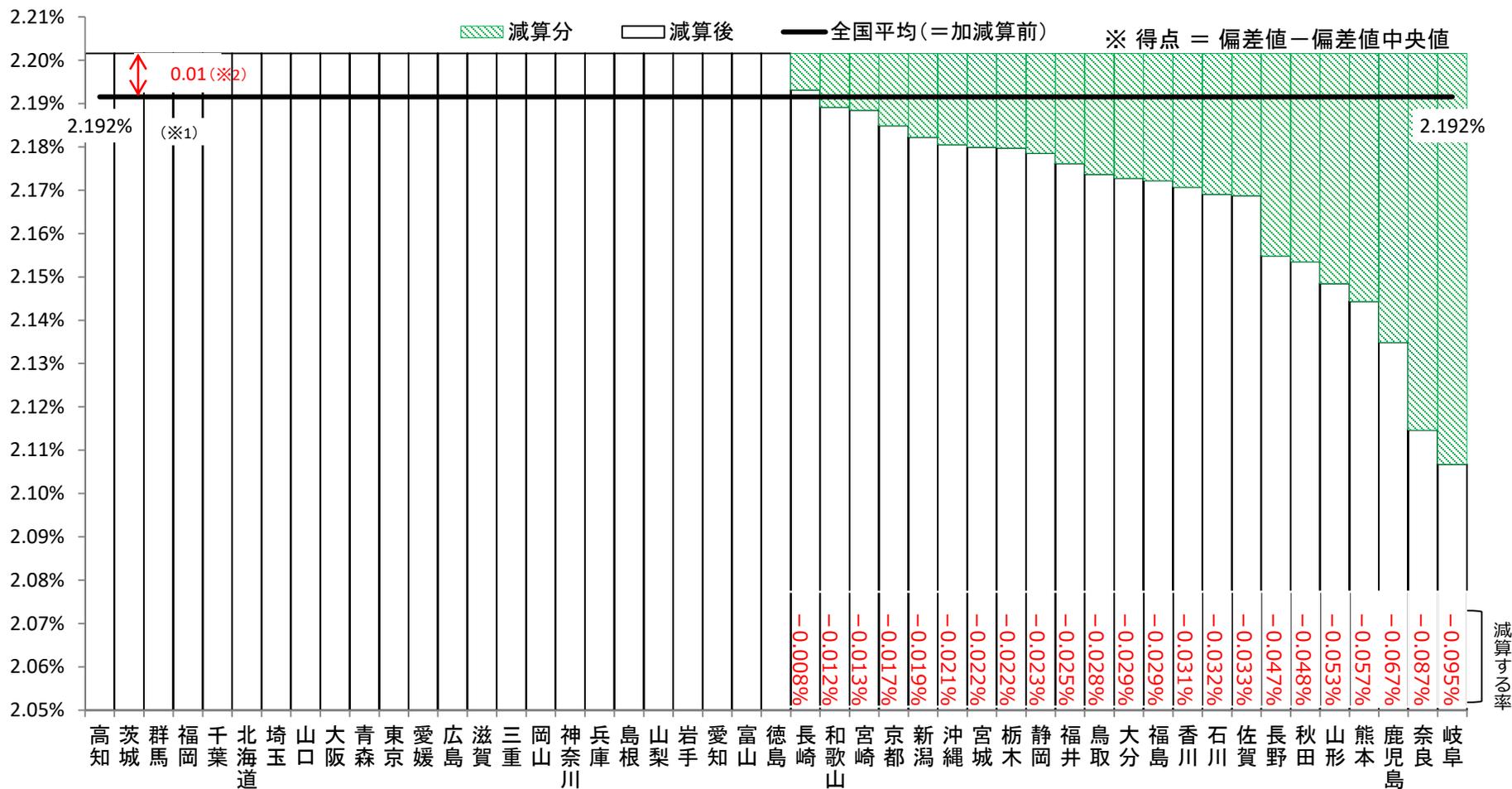


令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

（ 令和5年度保険料率の算出に必要な令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。 ）

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。
 ※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。

見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

評価指標の見直し

<現行>

現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

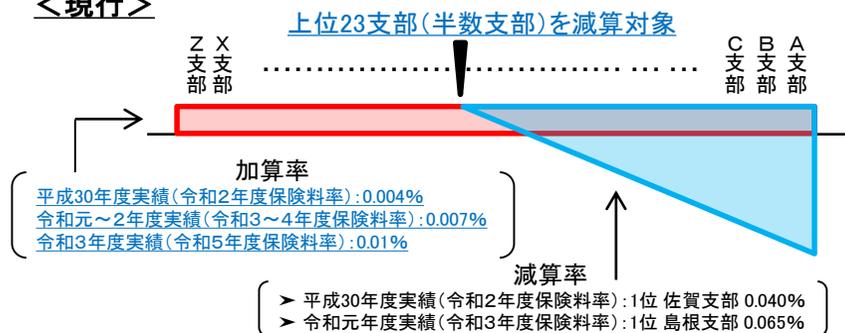
<見直し後>

令和4年度以降の実績の評価に適用し、その結果を令和6年度以降の都道府県単位保険料率に反映させる。

見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

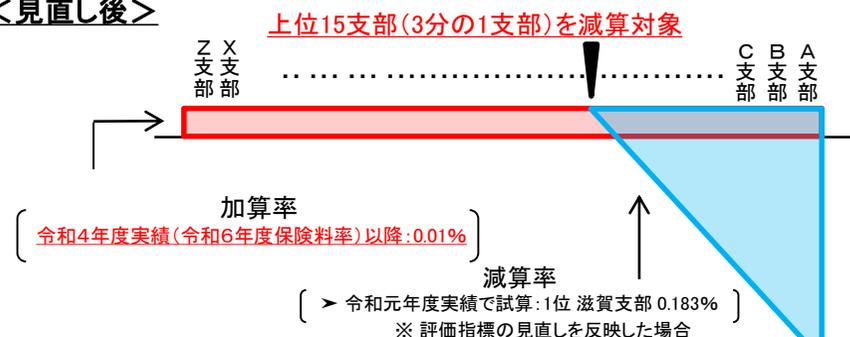
加算減算の効かせ方の見直し

<現行>



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

<見直し後>



現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。